

消費税の達人(令和05年度以降用)from会計王25シリーズ

運用ガイド

この度は、「消費税の達人（令和05年度以降用）from会計王25シリーズ」をご利用いただき誠にありがとうございます。

「消費税の達人（令和05年度以降用）from会計王25シリーズ」は、ソリマチ株式会社の「会計王」の会計データを「消費税の達人」に取り込むためのプログラムです。このマニュアルでは、「消費税の達人（令和05年度以降用）from会計王25シリーズ」のインストール手順や操作手順について説明しています。



目次

1. 対応製品	3
2. 動作環境	4
3. インストール方法	5
1. 「達人 Cube」からアップデートする場合.....	5
2. 「達人」オフィシャルサイトからファイルをダウンロードする場合.....	9
4. 運用方法	11
1. 「会計王」と「消費税の達人」を同一コンピューターにインストールしている場合.....	11
2. 「会計王」と「消費税の達人」を別のコンピューターにインストールしている場合.....	12
5. 操作方法	13
「消費税の達人(令和05年度以降用)from会計王25シリーズ」を使用する前に.....	13
1. 「会計王」と「消費税の達人」を同一コンピューターにインストールしている場合.....	16
2. 「会計王」と「消費税の達人」を別のコンピューターにインストールしている場合.....	20
6. 連動対象項目	26
「会計王」から連動するデータ(連動元)	26
「消費税の達人」に連動するデータ(連動先)	27
[基礎データ(一般用)] 画面	30
[当課税期間の課税売上高] 画面	40
付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕	41
付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕	42
付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表	43
消費税の還付申告に関する明細書(個人事業者用)	44
消費税の還付申告に関する明細書(法人用)	45
課税売上高及び消費税額等の予測表(一般用)	46
[基礎データ(簡易課税用)] 画面	47
[当課税期間の課税売上高] 画面	53
課税売上高及び消費税額等の予測表(簡易課税用)	54
7. アンインストール方法	55
8. 著作権・免責等に関する注意事項	56

1.対応製品

「消費税の達人（令和05年度以降用）from会計王25シリーズ」に対応するNTTデータの対応製品及びソリマチの対応製品は以下のとおりです。

会社名	対応製品
株式会社NTTデータ	消費税の達人（令和05年度以降用）Professional Edition
	消費税の達人（令和05年度以降用）Standard Edition
ソリマチ株式会社	会計王25
	会計王25PRO



注意

本書は、出版時点での最新プログラムの対応製品で記載しています。

2.動作環境

「消費税の達人(令和05年度以降用)from会計王25シリーズ」に必要な動作環境は「1.対応製品」(P.3)に記載のソリマチ株式会社の【対応製品】と同様です。



注意

「消費税の達人(令和05年度以降用)from会計王25シリーズ」のインストールやプログラムの起動を行うには、「1.対応製品」(P.3)に記載のソリマチ株式会社の【対応製品】のいずれかをインストールしている必要があります。

3.インストール方法

「消費税の達人(令和05年度以降用)from会計王25シリーズ」をインストールする手順は、「達人Cube」からアップデートする方法と「達人」オフィシャルサイトからファイルをダウンロードする方法の2パターンあります。

1.「達人Cube」からアップデートする場合

1. 「達人Cube」にログインし、[アップデート]をクリックします。



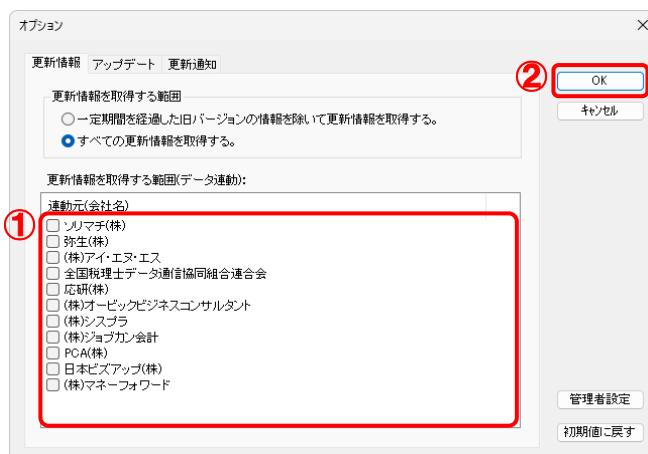
[アップデート] 画面が表示されます。

2. ユーティリティ[オプション]をクリックします。



[オプション] 画面が表示されます。

3. [更新情報]タブー[更新情報を取得する範囲(データ連動)]において該当の[連動元(会社名)]をクリックしてチェックを付け(①)、[OK]ボタンをクリックします(②)。



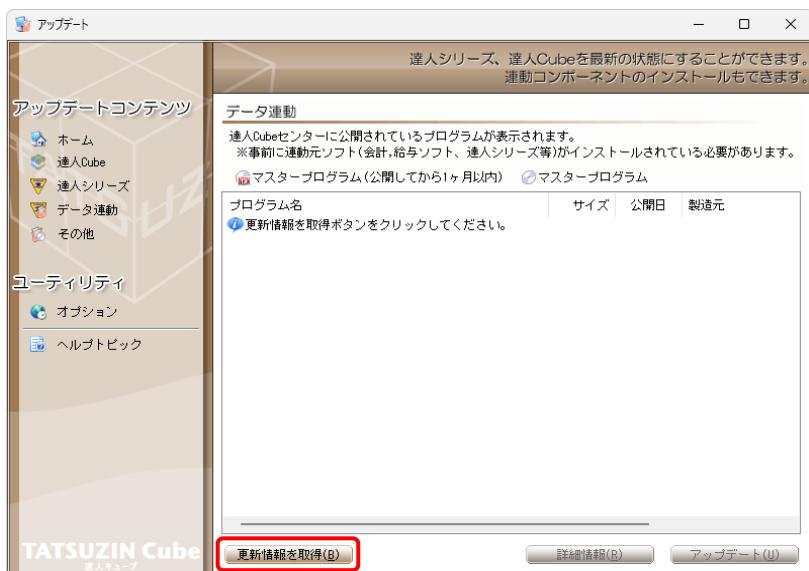
[アップデート] 画面に戻ります。

4. アップデートコンテンツ[データ連動]をクリックします。



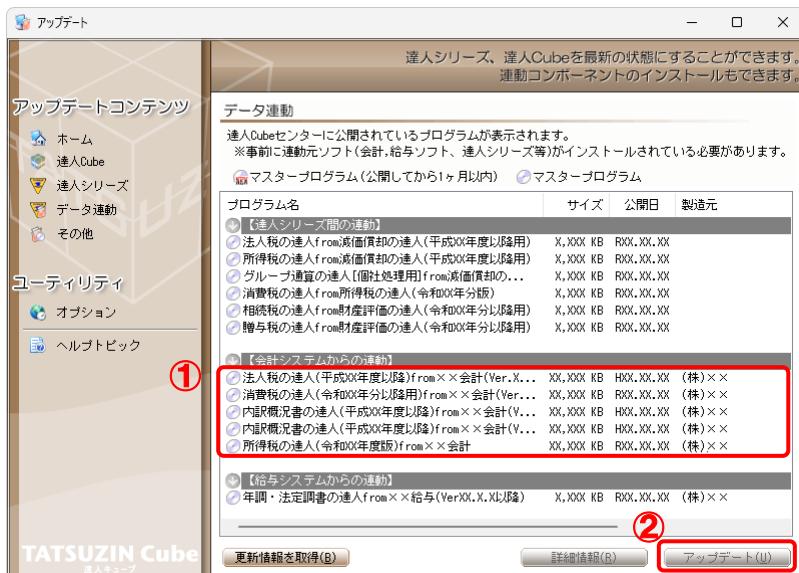
[データ連動] 画面が表示されます。

5. [更新情報を取得]ボタンをクリックします。



連動コンポーネントが表示されます。

6. 該当の連動コンポーネントをクリックして選択し(①)、[アップデート]ボタンをクリックします(②)。



[ユーザーアカウント制御] 画面が表示されます。

7. [はい]ボタンをクリックします。

[Install]Shield Wizard] 画面が表示されます。

8. [次へ]ボタンをクリックします。

[設定内容の確認] 画面が表示されます。

9. インストール先のフォルダーを確認し、[インストール]ボタンをクリックします。

インストールが開始されます。

10. 完了画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。

以上で、「消費税の達人（令和05年度以降用）from会計王25シリーズ」のインストールは完了です。

2.「達人」オフィシャルサイトからファイルをダウンロードする場合

1. 「達人」オフィシャルサイトの連動コンポーネントダウンロードページ

(https://www.tatsuzin.info/rendousoft/rendou_download.html)を開きます。

2. 該当の「達人シリーズ」のソフト名をクリックします。

該当の会計・給与ソフトメーカー一覧画面が表示されます。

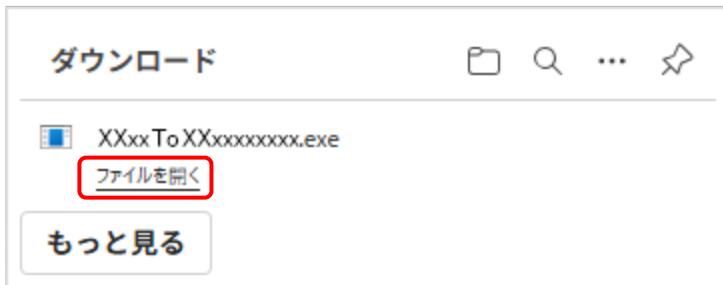
3. 該当の会計・給与ソフトメーカーの[ダウンロード]をクリックします。

該当の会計・給与ソフトメーカーの最新の連動コンポーネント一覧画面が表示されます。

4. 該当の連動コンポーネントの[連動コンポーネントをダウンロードする]ボタンをクリックします。

画面の右上に [ダウンロード] 画面が表示されます。

5. [ファイルを開く]をクリックします。



[ユーザーアカウント制御] 画面が表示されます。

6. [はい]ボタンをクリックします。

[Install Shield Wizard] 画面が表示されます。

7. [次へ]ボタンをクリックします。

[設定内容の確認] 画面が表示されます。

8. インストール先のフォルダーを確認し、[インストール]ボタンをクリックします。

インストールが開始されます。

9. 完了画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。

以上で、「消費税の達人(令和05年度以降用)from会計王25シリーズ」のインストールは完了です。

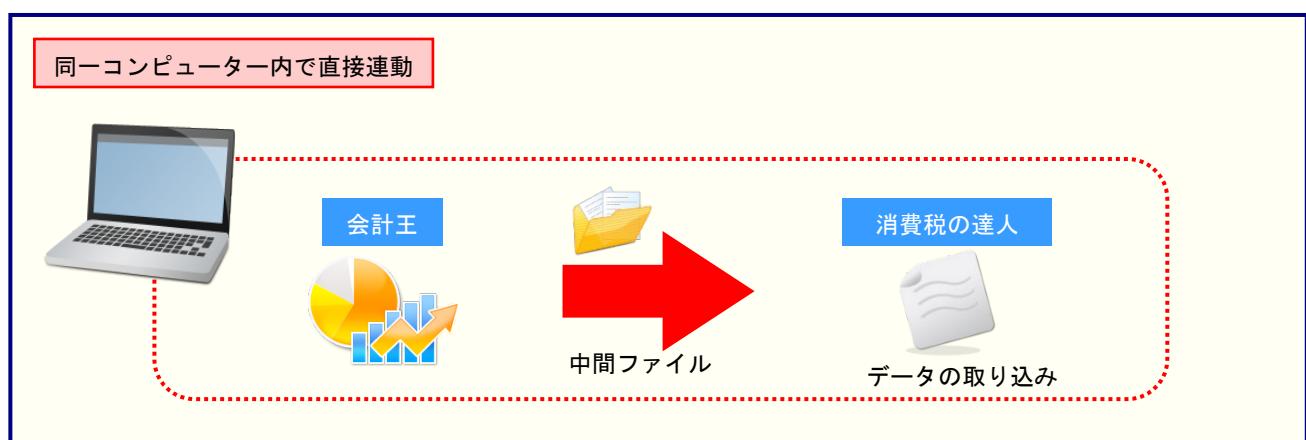
4.運用方法

「消費税の達人(令和05年度以降用)from会計王25シリーズ」は、「会計王」のデータから中間ファイルを作成します。

データ取り込みの操作方法は、「会計王」と「消費税の達人」を同一コンピューターにインストールしているかどうかで異なります。

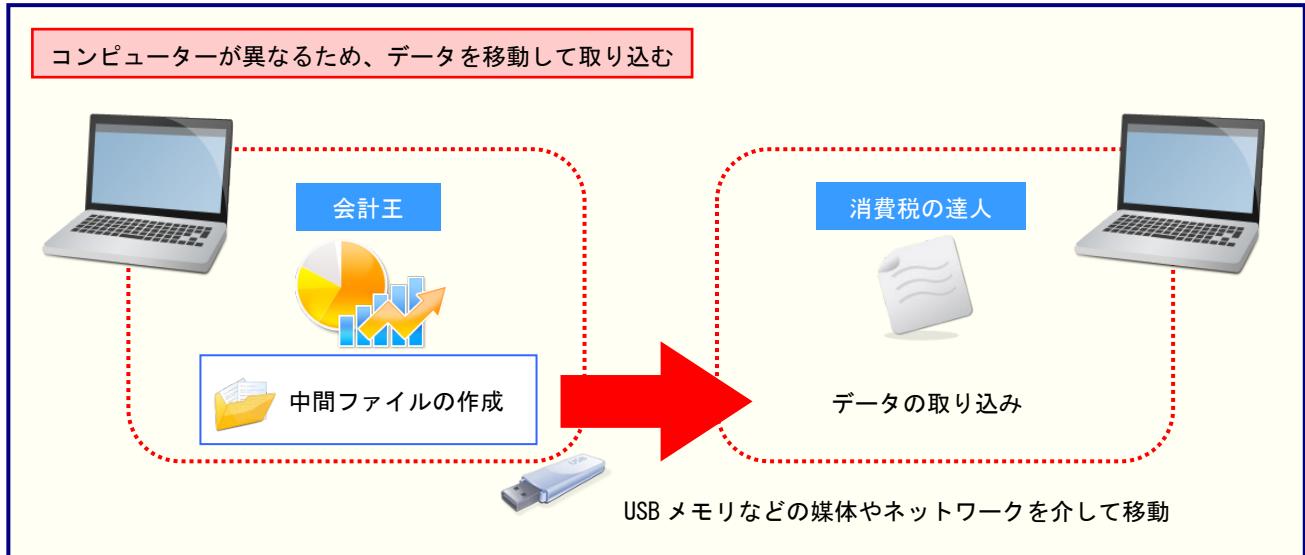
1.「会計王」と「消費税の達人」を同一コンピューターにインストールしている場合

「消費税の達人(令和05年度以降用)from会計王25シリーズ」で作成した中間ファイルを直接「消費税の達人」に取り込みます。



2.「会計王」と「消費税の達人」を別のコンピューターにインストールしている場合

「会計王」をインストールしているコンピューターで中間ファイルを作成し、「消費税の達人」をインストールしているコンピューターで取り込みます。



5.操作方法

「消費税の達人(令和05年度以降用)from会計王25シリーズ」を使って、以下の手順で連動します。事前に「6.連動対象項目」(P.26)を必ずお読みください。操作手順は、「会計王」と「消費税の達人」を同一コンピューターにインストールしているかどうかで異なります。

「消費税の達人(令和05年度以降用)from会計王25シリーズ」を使用する前に

「消費税の達人(令和05年度以降用)from会計王25シリーズ」を使用する前に以下の手順で、「会計王」に達人用のユーザーを登録し、「会計王」が起動中でも連動できる設定をしてください。この手順は、「会計王」と「消費税の達人」を同一コンピューターにインストールしているかどうかにかかわらず、共通の手順となります。



注意

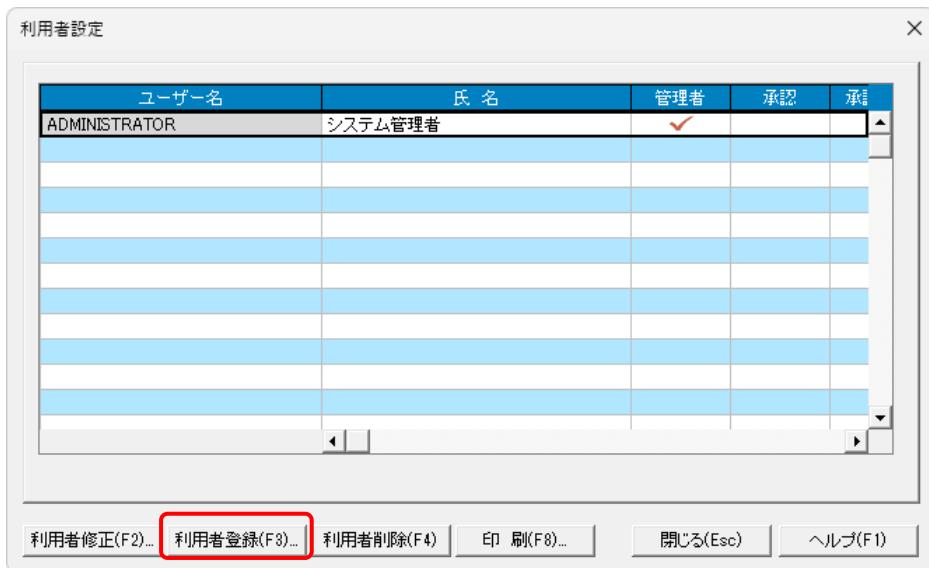
達人用のユーザーを登録しないと「消費税の達人(令和05年度以降用)from会計王25シリーズ」を使用できません。

1. 「会計王」を起動し、メニュー[ファイル]-[利用者設定]をクリックします。



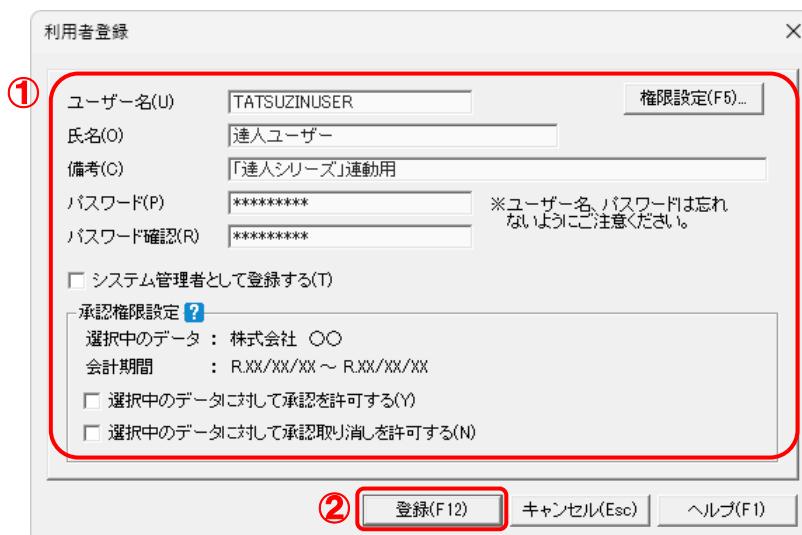
[利用者設定]画面が表示されます。

2. [利用者登録]ボタンをクリックします。



[利用者登録] 画面が表示されます。

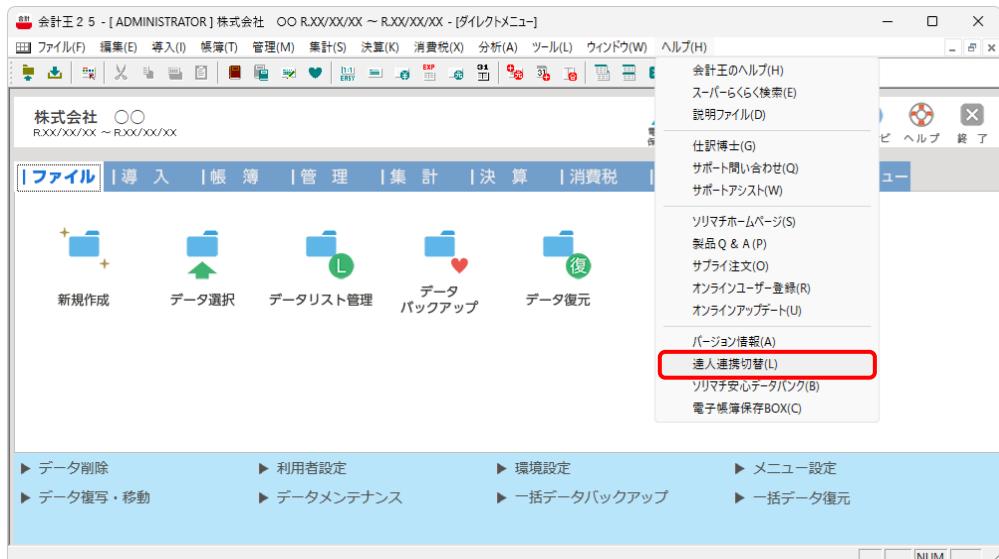
3. 「消費税の達人(令和05年度以降用)from会計王25シリーズ」用のユーザー情報を入力し(①)、[登録]ボタンをクリックします(②)。



[利用者設定] 画面に戻るので、[閉じる] ボタンをクリックします。

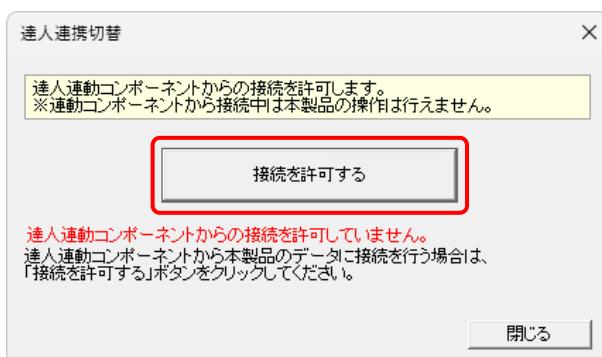
- ※ ユーザー名の先頭を“TATSUZIN”とすることで、達人用のユーザーとして認識されます。
- ※ ユーザー名以外の入力は任意となりますが、確認しやすい情報を入力しておくと便利です。
- ※ 「会計王」の起動中に運動をしない場合、手順4以降は行いません。

4. メニューバー[ヘルプ]-[達人連携切替]をクリックします。



[達人連携切替] 画面が表示されます。

5. [接続を許可する]ボタンをクリックします。



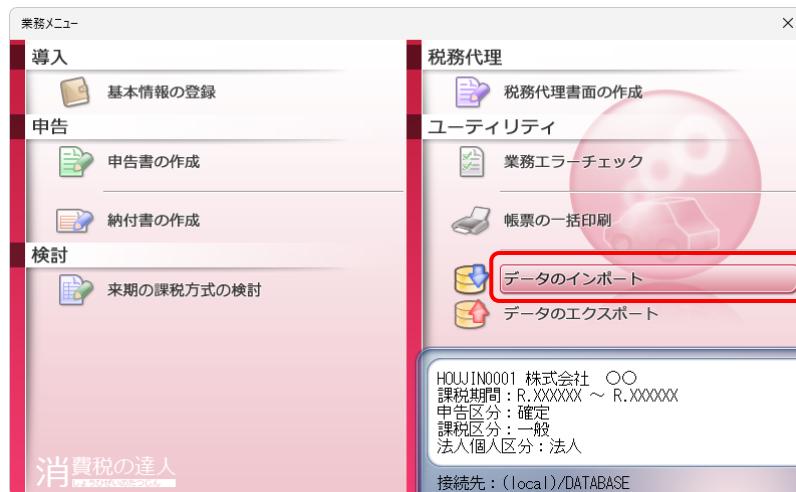
達人連動コンポーネントからの接続が許可され、「会計王」が起動中でも連動できるようになります。

※ 接続を解除する場合は [接続許可を解除する] ボタンをクリックし、解除してください。

以上で、「消費税の達人(令和05年度以降用)from会計王25シリーズ」を使用する前の準備は完了です。

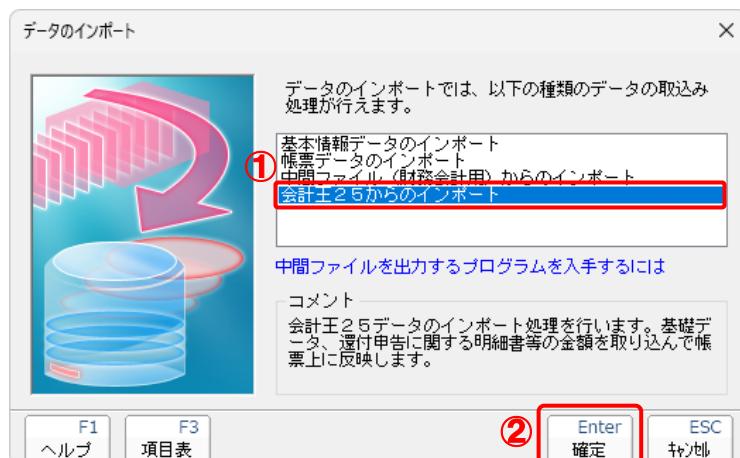
1.「会計王」と「消費税の達人」を同一コンピューターにインストールしている場合

- 「消費税の達人」を起動してデータを取り込む事業者データを選択し、業務メニュー[データのインポート]をクリックします。



[データのインポート] 画面が表示されます。

- [会計王25からのインポート]をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



[会計王25 - ログイン] 画面が表示されます。

※ 「会計王25PRO」を利用している場合は [会計王25PROからのインポート] をクリックして選択し、[確定] ボタンをクリックします。

3. 「会計王」側で登録した[ユーザー名]及び[パスワード]を入力し(①)、[ログイン]ボタンをクリックします(②)。



[データ選択] 画面が表示されます。

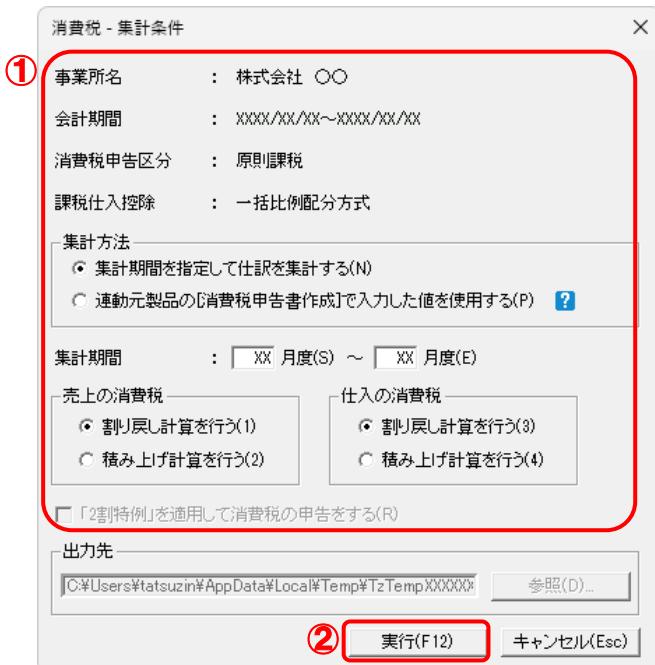
- ※ [ユーザー名] には既に “TATSUZIN” が設定されていますので、後に続く文字を入力します。
- ※ 次回以降、[ユーザー名] と [パスワード] を自動で入力するには、[ログイン情報を保存する] をクリックしてチェックを付けます。

4. 「消費税の達人」に取り込む「会計王」のデータをクリックして選択し(①)、[選択]ボタンをクリックします(②)。



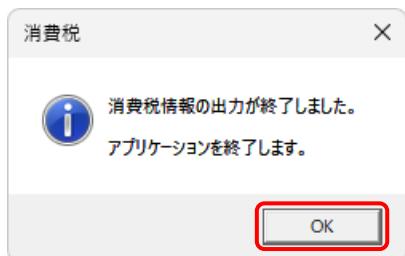
[消費税 - 集計条件] 画面が表示されます。

5. 集計条件を設定し(①)、[実行]ボタンをクリックします(②)。



終了画面が表示されます。

6. [OK]ボタンをクリックします。



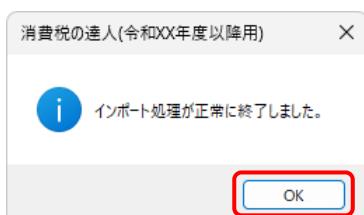
[条件設定 (インポート)] 画面が表示されます。

7. [インポート先の指定]を指定し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



終了画面が表示されます。

8. [OK]ボタンをクリックします。



【業務メニュー】画面に戻ります。データの作成（中間ファイルの作成）が終了すると同時に、「消費税の達人」にデータが取り込まれます。

以上で、データの取り込みは完了です。

2.「会計王」と「消費税の達人」を別のコンピューターにインストールしている場合

1. Windowsのスタートメニュー右横の検索ボックスに、「消費税の達人(令和05年度以降用)from会計王25シリーズ」と入力して表示される検索結果から、[消費税の達人(令和05年度以降用)from会計王25シリーズ]をクリックします。

[会計王25 - ログイン] 画面が表示されます。

2. 「会計王」側で登録した[ユーザー名]及び[パスワード]を入力し(①)、[ログイン]ボタンをクリックします(②)。

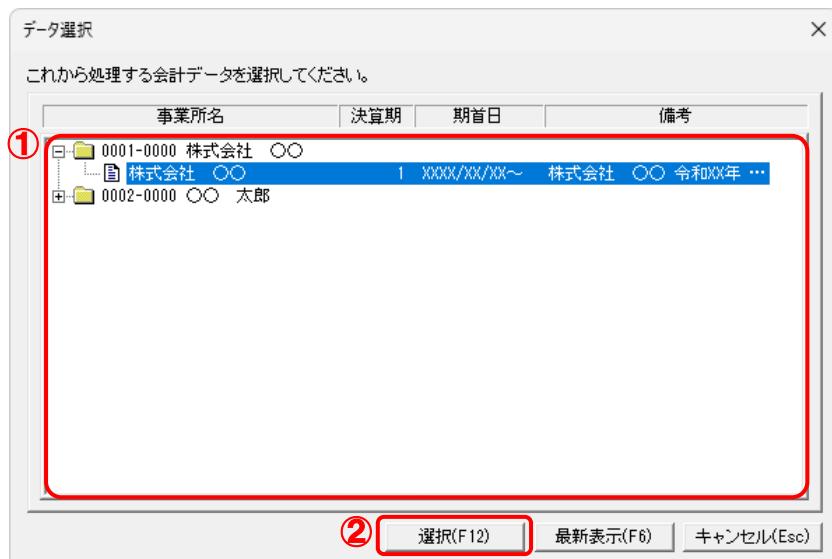


[データ選択] 画面が表示されます。

※ [ユーザー名] には既に“TATSUZIN”が設定されていますので、後に続く文字を入力します。

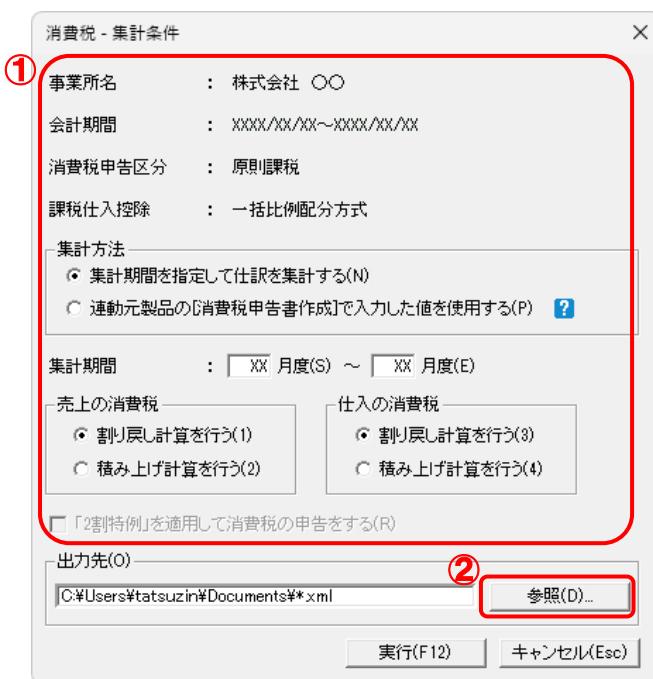
※ 次回以降、[ユーザー名] と [パスワード] を自動で入力するには、[ログイン情報を保存する] をクリックしてチェックを付けます。

3. 「消費税の達人」に取り込む「会計王」のデータをクリックして選択し(①)、[選択]ボタンをクリックします(②)。



[消費税 - 集計条件] 画面が表示されます。

4. 集計条件を設定し(①)、[参照]ボタンをクリックします(②)。



[保存ファイルを指定] 画面が表示されます。

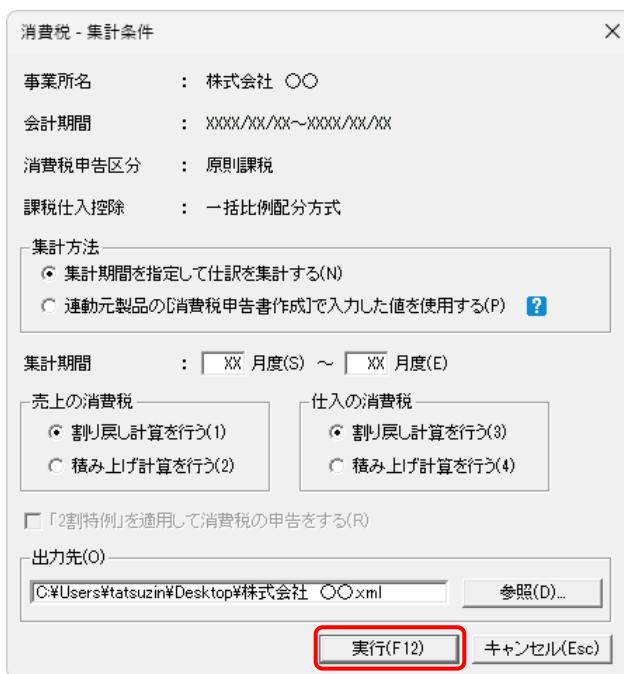
5. [保存する場所](①)と[ファイル名]を指定し(②)、[保存]ボタンをクリックします(③)。



[消費税 - 集計条件] 画面に戻ります。

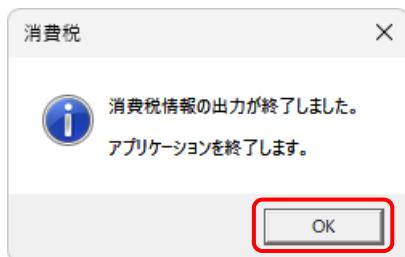
※ 出力先のファイル拡張子にはxmlを指定してください。

6. [実行]ボタンをクリックします。



終了画面が表示されます。

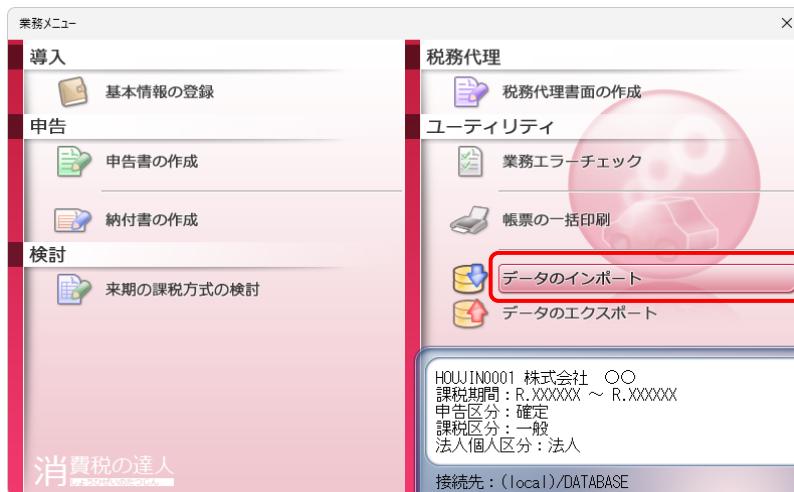
7. [OK]ボタンをクリックします。



手順5で指定した出力先に、中間ファイルが作成されます。

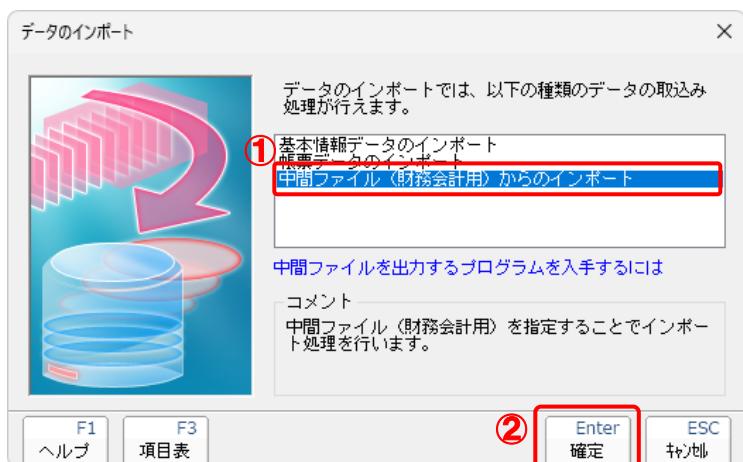
8. 作成された中間ファイルを、USBメモリなどの媒体やネットワークを介して「消費税の達人」をインストールしているコンピューターに移動します。

9. 「消費税の達人」を起動して中間ファイルを取り込む事業者データを選択し、業務メニュー「データのインポート」をクリックします。



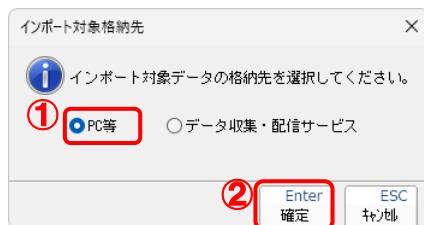
「データのインポート」画面が表示されます。

10. [中間ファイル(財務会計用)からのインポート]をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。

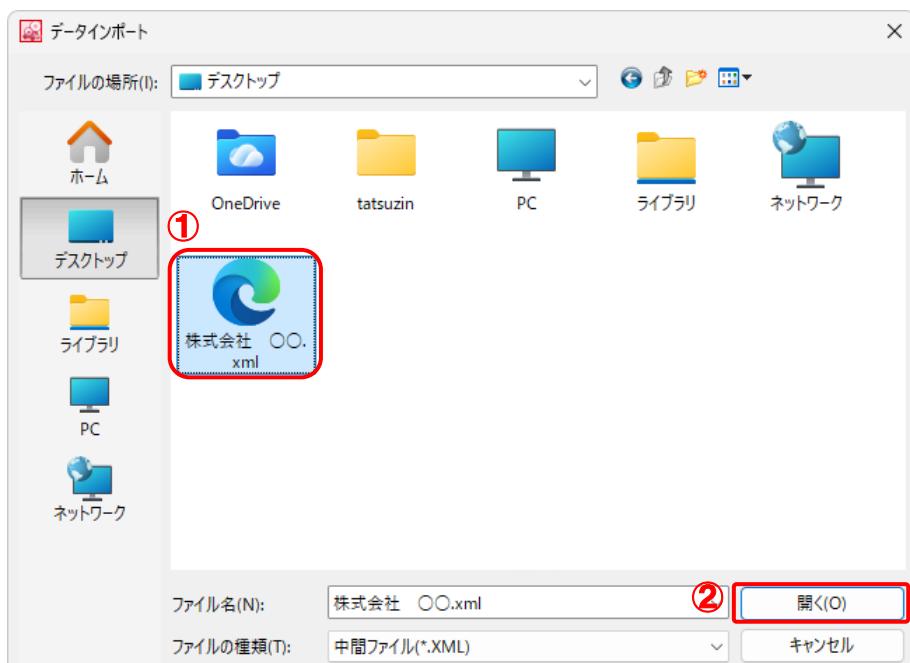


[データインポート] 画面が表示されます。

※ [インポート対象格納先] 画面は、達人Cube「データ収集・配信」ご契約の方のみ表示されます。[PC等] を選択し (①)、[確定] ボタンをクリック (②) します。



11. 作成した中間ファイルをクリックして選択し(①)、[開く]ボタンをクリックします(②)。



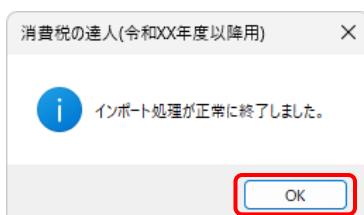
[条件設定 (インポート)] 画面が表示されます。

12. [インポート先の指定]を指定し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



終了画面が表示されます。

13. [OK]ボタンをクリックします。



【業務メニュー】画面に戻ります。

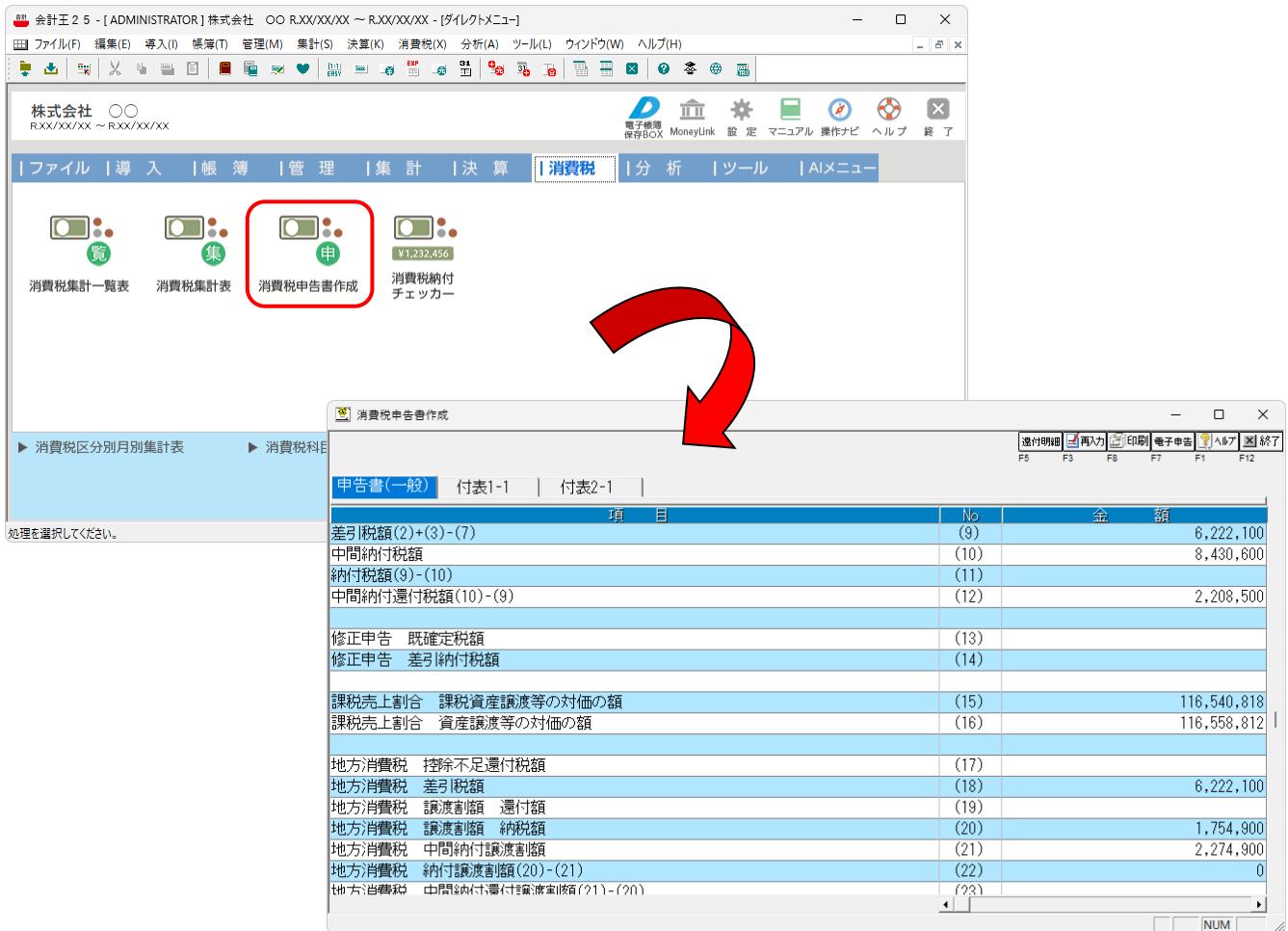
以上で、データの取り込みは完了です。

6.連動対象項目

「消費税の達人(令和05年度以降用)from会計王25シリーズ」では、「会計王」の消費税申告書よりデータを取り込みます。

「会計王」から連動するデータ(連動元)

「会計王」からはメニュー【消費税】→【消費税申告書作成】のデータが連動します。



「消費税の達人」に連動するデータ(連動先)

「消費税の達人」に連動するデータは以下のとおりです。次ページ以降の各画面及び帳票の太枠部分が連動対象項目です。

一般用

- [基礎データ] 画面
 - [税率 (10%・8%) 適用分] を選択している場合
 - ・売上 (10%分) / (軽8%分)
 - ・仕入 (10%分) / (軽8%分)
 - ・特定仕入 (10%分)
 - ・貸倒 (10%分) / (軽8%分)
 - [旧税率 (8%・5%・3%) 適用分] を選択している場合
 - ・売上 (旧8%分) / (5%分) / (3%分)
 - ・仕入 (旧8%分) / (5%分) / (3%分)
 - ・特定仕入 (旧8%分)
 - ・貸倒 (旧8%分) / (5%分) / (3%分)
 - [適格請求書発行事業者以外からの仕入分] を選択している場合
 - ・仕入 (10%分) / (軽8%分) / (旧8%分) / (5%分) / (3%分)
 - ・返還 (10%分) / (軽8%分) / (旧8%分) / (5%分) / (3%分)
- [当期課税期間の課税売上高] 画面
 - ・免税期間分の課税売上高
- 付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕
- 付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕
- 付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
- 消費税の還付申告に関する明細書(個人事業者用)
- 消費税の還付申告に関する明細書(法人用)
- 課税売上高及び消費税額等の予測表

簡易課税用

- ・[基礎データ] 画面
 - [税率 (10%・8%) 適用分] を選択している場合
 - ・売上 (10%分) / (軽8%分)
 - ・返還 (10%分) / (軽8%分)
 - ・貸倒 (10%分) / (軽8%分)
 - [旧税率 (8%・5%・3%) 適用分] を選択している場合
 - ・売上 (旧8%分) / (5%分) / (3%分)
 - ・返還 (旧8%分) / (5%分) / (3%分)
 - ・貸倒 (旧8%分) / (5%分) / (3%分)
- ・[当期課税期間の課税売上高] 画面
 - ・免税期間分の課税売上高
- ・課税売上高及び消費税額等の予測表



注意

以下の項目については、データをインポートする際に【消費税－集計条件】画面－【集計方法】で【連動元製品の【消費税申告書作成】で入力した値を使用する】を選択している場合のみ連動対象となります。

■ [基礎データ(一般用)] 画面

- ・[特定仕入(10%)／(旧8%)] タブー [本体価額(税抜)]

■ [当期課税期間の課税売上高] 画面

- ・免税期間分の課税売上高

■付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】／付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】／付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算

- ・[納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額]

- ・[課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額]

- ・[調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額]

- ・[居住用賃貸建物を課税用賃貸に供した(譲渡した)場合の加算額]

■消費税の還付申告に関する明細書(個人事業者用)

- ・[決算額の税区分]－[事業所得] [不動産所得] 及び [所得]－[左のうち課税仕入れにならないもの]－[固定資産税等の取得金額]

■消費税の還付申告に関する明細書(法人用)

- ・[資産科目]－[資産の取得価額]－[その他] 及び [(イ)のうち課税仕入れにならないもの]

[基礎データ(一般用)]画面

- [税率(10%・8%)適用分]を選択している場合

□ 売上(10%分)／(軽8%分)

基礎データ(一般用)

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分 適格請求書発行事業者以外からの仕入分

売上(10%) 仕入(10%) 特定仕入(10%) 貸倒(10%) 売上(8%) 仕入(8%) 貸倒(8%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合	
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額	
課税売上 積上計算用				
課税売上 割戻計算用				
免税売上(輸出取引等)				
非課税売上・有価証券				
非課税売上・有価証券以外				
非課税資産の輸出等				
課税売上に係る対価の返還 積上計算用				
課税売上に係る対価の返還 割戻計算用				
免税売上に係る対価の返還				
非課税売上に係る対価の返還				
非課税資産の輸出等の返還				

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

× F1 ヘルプ F9 印刷

Ctrl+Q 確定 ESC キャンセル

□ 仕入(10%分)／(軽8%分)

基礎データ(一般用)

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分 適格請求書発行事業者以外からの仕入分

売上(10%) 仕入(10%) 特定仕入(10%) 貸倒(10%) 売上(8%) 仕入(8%) 貸倒(8%)

区分	項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合	
		本体価額(税抜)	仮払消費税	税込価額	
仕入 積上計算用	課税売上対応				
	非課税売上対応				
	共通売上対応				
仕入 割戻計算用	課税売上対応				
	非課税売上対応				
	共通売上対応				
輸入仕入	課税売上対応(7.8%分)				
	非課税売上対応(7.8%分)				
	共通売上対応(7.8%分)				
仕入返還 積上計算用	地方消費税分				
	課税売上対応				
	非課税売上対応				
仕入返還 割戻計算用	共通売上対応				
	課税売上対応				
	非課税売上対応				
輸入仕入返還	共通売上対応				
	課税売上対応(7.8%分)				
	非課税売上対応(7.8%分)				
	共通売上対応(7.8%分)				
	地方消費税分				

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

X

F1 ヘルプ

F9 印刷

Ctrl+Q 確定

ESC キャンセル

□ 特定仕入(10%分)

基礎データ(一般用)

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分 適格請求書発行事業者以外からの仕入分
 売上(10%) 仕入(10%) 特定仕入(10%) 貸倒(10%) 売上(8%) 仕入(8%) 貸倒(8%)

区分	項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
		本体価額(税抜)	仮払消費税	
特定仕入	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
特定仕入返還	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

F1 ヘルプ
 F9 印刷
 Ctrl+確定
 ESC キャンセル



注意

(軽8%)は[特定仕入]タブがありません。

□ 貸倒(10%分)／(軽8%分)

基礎データ(一般用)

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分 適格請求書発行事業者以外からの仕入分

売上(10%) 仕入(10%) 特定仕入(10%) 貸倒(10%) 売上(8%) 仕入(8%) 貸倒(8%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合	
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額	
貸倒額 積上計算用				
貸倒額 割戻計算用				
貸倒回収金額 積上計算用				
貸倒回収金額 割戻計算用				

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

F1 ヘルプ
F9 印刷

Ctrl+Q 確定
ESC キャセル

■ [旧税率(8%・5%・3%)適用分]を選択している場合

□ 売上(旧8%分)／(5%分)／(3%分)

基礎データ(一般用)

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分 適格請求書発行事業者以外からの仕入分

売上(8%) 仕入(8%) 特定仕入(8%) 貸倒(8%) 売上(5%) 仕入(5%) 貸倒(5%) 売上(3%) 仕入(3%) 貸倒(3%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合	
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額	
課税売上 積上計算用				
課税売上 割戻計算用				
免税売上(輸出取引等)				
非課税売上・有価証券				
非課税売上・有価証券以外				
非課税資産の輸出等				
課税売上に係る対価の返還 積上計算用				
課税売上に係る対価の返還 割戻計算用				
免税売上に係る対価の返還				
非課税売上に係る対価の返還				
非課税資産の輸出等の返還				

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

X

F1 ヘルプ

F9 印刷

Ctrl+Q 確定

ESC キャンセル

□ 仕入 (旧 8%分) / (5%分) / (3%分)

基礎データ (一般用)

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分 適格請求書発行事業者以外からの仕入分

売上(8%) 仕入(8%) 特定仕入(8%) 貸倒(8%) 売上(5%) 仕入(5%) 貸倒(5%) 売上(3%) 仕入(3%) 貸倒(3%)

区分	項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合	
		本体価額(税抜)	仮払消費税	税込価額	
仕入 積上計算用	課税売上対応				
	非課税売上対応				
	共通売上対応				
仕入 割戻計算用	課税売上対応				
	非課税売上対応				
	共通売上対応				
輸入仕入	課税売上対応(6.3%分)				
	非課税売上対応(6.3%分)				
	共通売上対応(6.3%分)				
	地方消費税分				
仕入返還 積上計算用	課税売上対応				
	非課税売上対応				
	共通売上対応				
仕入返還 割戻計算用	課税売上対応				
	非課税売上対応				
	共通売上対応				
輸入仕入返還	課税売上対応(6.3%分)				
	非課税売上対応(6.3%分)				
	共通売上対応(6.3%分)				
	地方消費税分				

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

F1 ヘルプ
F9 印刷

Ctrl+ 確定
ESC キャンセル



注意

(5%分) と (3%分) は [輸入仕入] [輸入仕入返還] がありません。

□ 特定仕入(旧8%分)

基礎データ(一般用)

表示対象: ○税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分 ○適格請求書発行事業者以外からの仕入分
 売上(8%) 仕入(8%) 特定仕入(8%) 貸倒(8%) 売上(5%) 仕入(5%) 貸倒(5%) 売上(3%) 仕入(3%) 貸倒(3%)

区分	項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
		本体価額(税抜)	仮払消費税	
特定仕入	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
特定仕入返還	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

F1 ヘルプ
F9 印刷

Ctrl+Q 確定
ESC キャンセル



注意

(5%分)と(3%分)は[特定仕入]タブがありません。

□ 貸倒(旧8%分)／(5%分)／(3%分)

基礎データ(一般用)

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分 適格請求書発行事業者以外からの仕入分

売上(8%) 仕入(8%) 特定仕入(8%) 貸倒(8%) 売上(5%) 仕入(5%) 貸倒(5%) 売上(3%) 仕入(3%) 貸倒(3%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合	
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額	
貸倒額 積上計算用				
貸倒額 割戻計算用				
貸倒回収金額 積上計算用				
貸倒回収金額 割戻計算用				

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

F1 ヘルプ
F9 印刷

Ctrl+確定
ESC キャンセル

■ [適格請求書発行事業者以外からの仕入分] を選択している場合

□ 仕入 (10%分) / (軽 8%分) / (旧 8%分) / (5%分) / (3%分)

基礎データ (一般用)

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分 適格請求書発行事業者以外からの仕入分

区分	項目	本体価額(税抜)	仮払消費税等	税込価額
仕入 積上計算用 (原則)※1	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
仕入 積上計算用 (簡便)※2	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
仕入 割戻計算用 (80%控除分)※3	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
仕入 割戻計算用 (50%控除分)※3	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			

※1: 積上計算(原則)を選択する場合、[仮払消費税]には各仕訳の課税仕入れに係る支払対価の額に7.8/110を乗じた金額に
経過措置の適用可能期間に応じた控除割合(80%又は50%)を乗じた金額の合計額を入力してください。

※2: 積上計算(簡便)を選択する場合、[仮払消費税]には各仕訳の仮払消費税額に
経過措置の適用可能期間に応じた控除割合(80%又は50%)を乗じた金額の合計額を入力してください。

※3: 割戻計算を選択する場合、経過措置を適用可能期間に応じた控除割合(80%又は50%)ごとに金額を入力してください。
税抜径理方式の場合は[本体価額(税抜)]、及び、[仮払消費税]に金額を入力してください。
税込径理方式の場合は[税込価額]に金額を入力してください。

X

F1
ヘルプ

F9
印刷

Ctrl+Q
確定

ESC
キャンセル

□ 返還(10%分) / (軽8%分) / (旧8%分) / (5%分) / (3%分)

基礎データ(一般用)

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分 適格請求書発行事業者以外からの仕入分

仕入(10%) 返還(10%) 仕入(8%(軽)) 返還(8%(軽)) 仕入(8%(旧)) 返還(8%(旧)) 仕入(5%) 返還(5%) 仕入(3%) 返還(3%)

区分	項目	本体価額(税抜)	仮払消費税等	税込価額
仕入返還 積上計算用 (原則)※1	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
仕入返還 積上計算用 (簡便)※2	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
仕入返還 割戻計算用 (80%控除分)※3	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
仕入返還 割戻計算用 (50%控除分)※3	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			

※1: 積上計算(原則)を選択する場合、[仮払消費税]には各仕訳の課税仕入れに係る支払対価の額に7.8/110を乗じた金額に
経過措置の適用可能期間に応じた控除割合(80%又は50%)を乗じた金額の合計額を入力してください。

※2: 積上計算(簡便)を選択する場合、[仮払消費税]には各仕訳の仮払消費税額に
経過措置の適用可能期間に応じた控除割合(80%又は50%)を乗じた金額の合計額を入力してください。

※3: 割戻計算を選択する場合、経過措置を適用可能期間に応じた控除割合(80%又は50%)ごとに金額を入力してください。
税抜徑理方式の場合には[本体価額(税抜)]、及び、[仮払消費税]に金額を入力してください。
税込徑理方式の場合には[税込価額]に金額を入力してください。

X

F1 ヘルプ

F9 印刷

Ctrl+Q 確定

ESC キャンセル

[当課税期間の課税売上高]画面

当課税期間の課税売上高 ×

課税期間分の課税売上高 : 円

免税期間分の課税売上高 : 円

課税売上高 計 : 入力 円

※免税期間分の課税売上高には、課税期間の途中で
免税事業者から課税事業者となる場合に免税期間
分の課税売上高を入力してください。

F1
ヘルプ Ctrl+ 確定 ESC キャンセル

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

第4-(2)号様式

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		.. ~ ..	氏名又は名称			
項目		旧税率分	小計X	税率6.24%適用分D	税率7.8%適用分E	合計F(X+D+E)
課税売上額(税抜き)	①	(付表2-2の①X額の金額)				
免 税 売 上 額	②					
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③					
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④					
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤					
非課税売上額	⑥					
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦					
課税売上割合(④/⑦)	⑧					
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨	(付表2-2の⑨X額の金額)				
課税仕入れに係る消費税額	⑩	(付表2-2の⑩X額の金額)				
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑪	(付表2-2の⑪X額の金額)				
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額	⑫	(付表2-2の⑫X額の金額)				
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑬	(付表2-2の⑬X額の金額)				
特定課税仕入れに係る消費税額	⑭	(付表2-2の⑭X額の金額)				
課税貨物に係る消費税額	⑮	(付表2-2の⑮X額の金額)				
納税義務の免除を受けない(受けける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑯	(付表2-2の⑯X額の金額)				
課税仕入れ等の税額の合計額(⑩+⑪+⑭+⑯±⑯)	⑰	(付表2-2の⑰X額の金額)				
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑩の金額)	⑱	(付表2-2の⑱X額の金額)				
課5課95個別税率%売未上満上超割の高又合場がはが合	⑲	⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの	(付表2-2の⑲X額の金額)			
	⑳	⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	(付表2-2の⑳X額の金額)			
	㉑	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 [(⑩+(⑯×④/⑦))]	(付表2-2の㉑X額の金額)			
	㉒	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑯×④/⑦)	(付表2-2の㉒X額の金額)			
控の除調税額整	㉓	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額	(付表2-2の㉓X額の金額)			
	㉔	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額	(付表2-2の㉔X額の金額)			
	㉕	居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した(譲渡した)場合の加算額	(付表2-2の㉕X額の金額)			
差引	㉖	控除対象仕入税額 [(⑩、⑯又は㉓の金額)±㉔±㉕±㉖]がプラスの時	(付表2-2の㉖X額の金額)	※付表1-1の③D欄へ	※付表1-1の③E欄へ	
	㉗	控除過大調整税額 [(⑩、⑯又は㉓の金額)±㉔±㉕±㉖]がマイナスの時	(付表2-2の㉗X額の金額)	※付表1-1の③D欄へ	※付表1-1の③E欄へ	
貸倒回収に係る消費税額	㉘	(付表2-2の㉘X額の金額)	※付表1-1の③D欄へ	※付表1-1の③E欄へ		

注意 1. 金額の計算においては、1円未満の場合は切り捨てる。

2. 調整額が算出された金額がある場合は、付表2-2を用いてから差額税額を算出する。

3. ⑯のうちには、差引、差額、譲り受けた仕入税額の調整額が含まれる場合(仕入税額の調整額の金額を仕入金額から直接控除している場合は除く。)には、その金額を控除した後の金額を算出する。

4. ⑯及び⑯の固定資産とは、賃貸借契約の期日を設ける場合(平成20年1月1日以後)の固定資産又は契約の成立がある場合をいう。

付表 2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

		課税期間	～	氏名又は名称	一般
項目		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計額(A+B+C)
課税売上額(税抜き)	①	円	円	円	合計額①の②又は③
免 税 売 上 額	②				
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③				
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④				合計額②～④の合計額
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤				
非課税売上額	⑥				合計額②～④の合計額
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦				合計額②～④の合計額
課税売上割合(④/⑦)	⑧				合計額②～④の合計額
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨				合計額②～④の合計額
課税仕入れに係る消費税額	⑩				合計額②～④の合計額
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑪				合計額②～④の合計額
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額	⑫				合計額②～④の合計額
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑬	合計額②～④の合計額	合計額②～④の合計額	合計額②～④の合計額	合計額②～④の合計額
特定課税仕入れに係る消費税額	⑭	合計額②～④の合計額×6.3/100	合計額②～④の合計額	合計額②～④の合計額	合計額②～④の合計額
課税貨物に係る消費税額	⑮				合計額②～④の合計額
納税義務の免除を受けない(受けける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑯				合計額②～④の合計額
課税仕入れ等の税額の合計額(⑩+⑪+⑭+⑯±⑯)	⑰				合計額②～④の合計額
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑩の金額)	⑯				合計額②～④の合計額
課5課95個別対応方式による課税売上高未満の上満上超割の高又合場がはが合	⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑯			合計額②～④の合計額
	⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑯			合計額②～④の合計額
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額	[(⑩+⑯)×④/(⑦)]			合計額②～④の合計額
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額	(⑩×④)/(⑦)			合計額②～④の合計額
控除の調整額整引	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額	⑯			合計額②～④の合計額
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額	⑯			合計額②～④の合計額
	居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した(譲渡した)場合の加算額	⑯			合計額②～④の合計額
差引	控除対象仕入税額(⑯、⑯又は⑯の金額)±⑯±⑯±⑯)がプラスの時	合計額②～④の合計額	合計額②～④の合計額	合計額②～④の合計額	合計額②～④の合計額
	控除過大調整税額(⑯、⑯又は⑯の金額)±⑯±⑯±⑯)がマイナスの時	合計額②～④の合計額	合計額②～④の合計額	合計額②～④の合計額	合計額②～④の合計額
貸倒回収に係る消費税額	⑯	合計額②～④の合計額	合計額②～④の合計額	合計額②～④の合計額	合計額②～④の合計額

注意 1. 合算の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2. 調整額が算出された差引がある場合は、差額計算を行ってから付表2-1を作成する。
 3. ⑯の括弧内には、税引(税引)、税引(税引)、税引(税引)など仕入代金の支拂代の金額がある場合(仕入代金の支拂代の金額から支拂代金額を控除している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。
 4. ⑯の括弧内には、税引(税引)、税引(税引)、税引(税引)など仕入代金の支拂代の金額がある場合(仕入代金の支拂代の金額から支拂代金額を控除している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。

付表 2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

第4-(10)号様式
付表 2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課税期間		～	氏名又は名称		
項目			税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 (A+B) C
課税売上額(税抜き)	①		円	円	円
免 税 売 上 額	②				
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③				
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④				
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤				
非課税売上額	⑥				
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦				
課税売上割合(④/⑦)	⑧				[%]
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨				
課税仕入れに係る消費税額	⑩				
通常請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑪				
通常請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額	⑫				
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑬				
特定課税仕入れに係る消費税額	⑭				
課税貨物に係る消費税額	⑮				
納税義務の免除を受けない(受けける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑯				
課税仕入れ等の税額の合計額(⑩+⑫+⑭+⑯±⑯)	⑰				
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑩の金額)	⑯				
課5課95個別対応方式による課税売上高未満上満上超割の高又合場がはが合	⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの ⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの 個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 〔⑩+(⑯×④/⑦)〕 一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑩×④/⑦)	⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯			
控の除税額整引	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額 調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額 居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した(譲渡した)場合の加算額 控除対象仕入税額〔(⑩、⑯又は⑯の金額)±⑯±⑯+⑯〕がプラスの時 控除過大調整税額〔(⑩、⑯又は⑯の金額)±⑯±⑯+⑯〕がマイナスの時 貸倒回収に係る消費税額	⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯			

注意 1. 会員の計算においては、1円未満の繰数を切り捨てる。
2. ⑯及び登録には、算引を、算出し、算引をなす仕入料の収支等の金額がある場合(仕入料の収支等の金額を仕入金額から直接減算している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を適用する。
3. ⑯及び登録の収支等とは、支払料等の一括を計算する場合(平成20年改定版付)収支等とは支払料等の収支がある場合をいう。

消費税の還付申告に関する明細書(個人事業者用)

3 課税仕入れに係る事項

(1) 仕入金額等の明細

区分		④ 決算額 (税込・税抜)	⑤ 左のうち課税仕入 されにならないもの	(④-⑤) 課税仕入高
事業所得	仕入金額 (製品製造原価)	①	円	円
	必要経費	②		
	固定資産等の 取 得 価 額	③		
	小計 (①+②+③)	④		
不動産所得	必要経費	⑤		
	固定資産等の 取 得 価 額	⑥		
	小計 (⑤+⑥)	⑦		
	仕入金額	⑧		
所得	必要経費	⑨		
	固定資産等の 取 得 価 額	⑩		
	小計 (⑧+⑨+⑩)	⑪		
	課税仕入高の合計額	⑫	④、⑦、⑪の合計額を記載してください。	
課税仕入れ等の税額の合計額		⑬	⑫の金額に対する消費税額	

(2) 主な棚卸資産・原材料等の取得 (取引金額が100万円以上の取引先を上位5番目まで記載してください。)

資産の種類等	取 得 年 月 日 等	取引金額等 (税込・税抜)	取引先の登録番号	取引先の氏名(名称)	取引先の住所 (所在地)
	・・	円 T			
	・・	T			
	・・	T			
	・・	T			
	・・	T			

※1 繰続的な取引先については、施設規制期間中の決算金額の合計額を記載し、決算年月日等欄には「継続」と記載してください。
※2 「取引先の登録登録番号」欄に登録番号を記載した場合は、「取引先の氏名(本姓)」欄及び「取引先の住所(所在地)」欄の記載を省略しても差し支えありません(以下(3)において記載)。

(3) 主な固定資産等の取得 (1件当たりの取引金額が100万円以上の取引を上位5番目まで記載してください。)

資産の種類等	取 得 年月日等	取引金額等 (税込・税抜)	取引先の登録番号	取引先の氏名(名称)	取引先の住所 (所在地)
	・・	円	111111111111		
	・・	万	111111111111		
	・・	千	111111111111		
	・・	百	111111111111		
	・・	十	111111111111		

4 令和 6 年中の特殊事情(顕著な増減事項等及びその理由を記載してください。)

(2/2)

消費税の還付申告に関する明細書(法人用)

3 課税仕入れに係る事項

(1) 仕入金額等の明細

単位:千円

区分		① 決算額 (税込・税抜)	② ①のうち課税仕入れにならないもの	(①-②) 課税仕入高
損益科目	商品仕入高等	①		
	販売費・一般管理費	②		
	営業外費用	③		
	その他の	④		
	小計	⑤		
区分		④ 資産の取得価額 (税込・税抜)	⑤ ④のうち課税仕入れにならないもの	(④-⑤) 課税仕入高
資産科目	固定資産	⑥		
	繰延資産	⑦		
	その他の	⑧		
	小計	⑨		
課税仕入れ等の税額の合計額		⑩	⑤+⑨の金額に対する消費税額	

(2) 主な棚卸資産・原材料等の取得(取引金額が100万円以上の取引を上位5番目まで記載してください。) 単位:千円

資産の種類等	取 得 年月日等	取引金額等 (税込・税抜)	取引先の登録番号	取引先の氏名(名称)	取引先の住所(所在地)
	・・				
	・・				
	・・				
	・・				
	・・				

※1 様々な課税対象の取扱を行っている取引先のものについては、当該取扱高額分をまとめて記載してください。その場合は年月日等欄に「複数」と記載してください。

※2 「取引先の登録番号」欄に登録番号を記載した場合には、「取引先の氏名(名称)」欄及び「取引先の住所(所在地)」欄の記載を省略しても差し支えありません(以下(3)において同じ)。

(3) 主な固定資産等の取得(1件当たりの取引金額が100万円以上の取引を上位10番目まで記載してください。) 単位:千円

資産の種類等	取 得 年月日等	取引金額等 (税込・税抜)	取引先の登録番号	取引先の氏名(名称)	取引先の住所(所在地)
	・・				
	・・				
	・・				
	・・				
	・・				
	・・				
	・・				
	・・				
	・・				

4 当課税期間中の特殊事情(顕著な増減事項等及びその理由を記載してください。)

(2/2)

課税売上高及び消費税額等の予測表(一般用)

課税売上高及び消費税額等の予測表						
事業者コード : <input type="text"/>						
事業者名 : <input type="text"/>						
1. 基礎データ						
期間	当期(令和 年度)		来期(令和 年度)		来々期(令和 年度)	
税率	8.00 %	10.00 %	8.00 %	10.00 %	8.00 %	10.00 %
課税売上						
(第1種(卸売業))						
(第2種(小売業))						
(第3種(製造業等))						
(第4種(その他の))						
(第5種(サービス業等))						
(第6種(不動産業))						
免税売上						
非課税売上・有価証券						
非課税売上・有価証券以外						
課税仕入						
(課税売上対応)						
(共通売上対応)						
(非課税売上対応)						
適用税率書類発行事業者以外からの仕入						
(課税売上対応(80%控除分))						
(共通売上対応(80%控除分))						
(非課税売上対応(80%控除分))						
(課税売上対応(50%控除分))						
(共通売上対応(50%控除分))						
(非課税売上対応(50%控除分))						
固定資産購入予定額						
調整対象固定資産購入						
高額特定資産取得						
自己建設高額特定資産該当						
課税貨物に係る消費税額						
納税の免除変更の調整戻額						
控除税額の調整						
貸回収に係る消費税額						
貸倒れに係る税額						
斯旨における資金金等の額(率)						
※1 法人設立1期目の場合に入力してください。						
2. 課税売上高及び課税売上割合						
期間	当期(令和 年度)		来期(令和 年度)		来々期(令和 年度)	
課税売上高						
課税売上高(特定期間)						
課税売上割合	%		%		%	
3. 消費税額						
課税方式	簡易課税	来期(令和 年度)		来々期(令和 年度)		
		一般課税	2割特例	簡易課税	一般課税	2割特例
簡易課税額						
消費税額						
控除税額						
納付税額						
課税額						
合計税額						
備考						



注意

「会計王」で3税率以上のデータを登録している場合、最新税率2つのみ連動します。

[基礎データ(簡易課税用)]画面

- [税率(10%・8%分)適用分]を選択している場合

□ 売上(10%)／(軽8%)

基礎データ(簡易課税用)

表示対象: 税率(10%・8%適用分) 旧税率(8%・5%・3%適用分)

売上(10%) 返還(10%) 貸倒(10%) 売上(8%) 返還(8%) 貸倒(8%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合	
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額	
課税売上 積上計算用	第1種事業 第2種事業 第3種事業 第4種事業 第5種事業 第6種事業 事業区分「0」			
課税売上 割戻計算用	第1種事業 第2種事業 第3種事業 第4種事業 第5種事業 第6種事業 事業区分「0」			
課税売上 割戻計算用 計				
免税売上(輸出取引等)				

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。

自動加算:

Ctrl+ 確定 キャンセル

□ 返還(10%)／(軽8%)

基礎データ(簡易課税用)

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分

売上(10%) 返還(10%) 貸倒(10%) 売上(8%) 返還(8%) 貸倒(8%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合	
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額	
課税売上返還 積上計算用	第1種事業 第2種事業 第3種事業 第4種事業 第5種事業 第6種事業 事業区分「0」			
課税売上に係る対価の返還 積上計算用 計				
課税売上に係る対価の返還 割戻計算用	第1種事業 第2種事業 第3種事業 第4種事業 第5種事業 第6種事業 事業区分「0」			
課税売上に係る対価の返還 割戻計算用 計				
免税売上に係る対価の返還				

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に
加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。

自動加算

F1 ヘルプ
F9 印刷

Ctrl+Q 確定
ESC キャセル

□ 貸倒(10%)／(軽8%)

基礎データ (簡易課税用)

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分

売上(10%) 返還(10%) 貸倒(10%) 売上(8%) 返還(8%) 貸倒(8%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合	
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額	
貸倒額 積上計算用				
貸倒額 割戻計算用				
貸倒回収金額 積上計算用				
貸倒回収金額 割戻計算用				

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなしあり率の一番小さい事業区分に加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。

自動加算

Ctrl+ 確定
ESC キャンセル

■ [旧税率(8%・5%・3%)適用分]を選択している場合

□ 売上(旧8%分)／(5%分)／(3%分)

基礎データ(簡易課税用)

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分

売上(8%) 返還(8%) 貸倒(8%) 売上(5%) 返還(5%) 貸倒(5%) 売上(3%) 返還(3%) 貸倒(3%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合	
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額	
課税売上 積上計算用	第1種事業 第2種事業 第3種事業 第4種事業 第5種事業 第6種事業 事業区分「0」			
課税売上 割戻計算用	第1種事業 第2種事業 第3種事業 第4種事業 第5種事業 第6種事業 事業区分「0」			
課税売上 割戻計算用 計				
免税売上(輸出取引等)				

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなしありの一番小さい事業区分に
加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。

自動加算

F1 ヘルプ
F9 印刷

Ctrl+確定
ESC キャンセル

□ 返還(旧8%分)／(5%分)／(3%分)

基礎データ(簡易課税用)

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分

売上(8%) 返還(8%) 貸倒(8%) 売上(5%) 返還(5%) 貸倒(5%) 売上(3%) 返還(3%) 貸倒(3%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合	
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額	
課税売上 積上計算用	第1種事業 第2種事業 第3種事業 第4種事業 第5種事業 第6種事業 事業区分「0」			
課税売上 割戻計算用	第1種事業 第2種事業 第3種事業 第4種事業 第5種事業 第6種事業 事業区分「0」			
課税売上 割戻計算用 計				
免税売上 (輸出取引等)				

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定
自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に
加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。

自動加算

□ 貸倒(旧8%分)／(5%分)／(3%分)

基礎データ(簡易課税用)

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分

売上(8%) 返還(8%) 貸倒(8%) 売上(5%) 返還(5%) 貸倒(5%) 売上(3%) 返還(3%) 貸倒(3%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合	
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額	
貸倒額 積上計算用				
貸倒額 割戻計算用				
貸倒回収金額 積上計算用				
貸倒回収金額 割戻計算用				

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。

自動加算

Ctrl+ 確定

ESC キャンセル

[当課税期間の課税売上高]画面

当課税期間の課税売上高 ×

課税期間分の課税売上高 : 円

免税期間分の課税売上高 : 円

課税売上高 計 : 円

※免税期間分の課税売上高には、課税期間の途中で
免税事業者から課税事業者となる場合に免税期間
分の課税売上高を入力してください。

F1
ヘルプ Ctrl+ 確定 ESC
キャンセル

課税売上高及び消費税額等の予測表(簡易課税用)

課税売上高及び消費税額等の予測表						
1. 基礎データ						
期間	当期(令和 年度)		来期(令和 年度)		来々期(令和 年度)	
税率	8.00 %	10.00 %	8.00 %	10.00 %	8.00 %	10.00 %
課税売上						
(第1種(卸売業))						
(第2種(小売業))						
(第3種(製造業等))						
(第4種(その他))						
(第5種(サービス業等))						
(第6種(不動産業))						
免税売上						
非課税売上・有価証券						
非課税売上・有価証券以外						
課税仕入						
(課税売上対応)						
(共通売上対応)						
(非課税売上対応)						
適用税率書発行事業者以外からの仕入						
(課税売上対応(80%控除分))						
(共通売上対応(80%控除分))						
(非課税売上対応(80%控除分))						
(課税売上対応(50%控除分))						
(共通売上対応(50%控除分))						
(非課税売上対応(50%控除分))						
固定資産購入予定額						
調整対象固定資産購入						
高額特定資産取得						
自己建設高額特定資産該当						
課税貨物に係る消費税額						
納税の免除変更の調整税額						
控除税額の調整						
貸倒回収に係る消費税額						
貸倒れに係る税額						
期首における資金本金等の額(京)						

※1 未入力欄立1項目の場合は入力してください。

2. 課税売上高及び課税売上割合						
期間	当期(令和 年度)		来期(令和 年度)		来々期(令和 年度)	
課税売上高						
課税売上高(特定期間)						
課税売上割合	%		%		%	

3. 消費税額						
期間	簡易課税	来期(令和 年度)		来々期(令和 年度)		
		一般課税	2割特例	簡易課税	一般課税	2割特例
課税標準額						
消費税額						
控除税額						
納付税額						
賦課割額						
合計税額						
備考						



注意

「会計王」で3税率以上のデータを登録している場合、最新税率2つのみ連動します。

7.アンインストール方法

「消費税の達人（令和05年度以降用）from会計王25シリーズ」をコンピューターからアンインストールするには、以下の手順で行います。



注意

アンインストール作業中に【ユーザーアカウント制御】画面が表示されることがあります。その場合は【はい】ボタンをクリックして作業を進めてください（必要に応じてパスワードを入力します）。

1. Windowsのスタートメニュー右横の検索ボックスに、「コントロールパネル」と入力して表示される検索結果から【コントロールパネル】をクリックします。
【コントロールパネル】画面が表示されます。
2. 【プログラムのアンインストール】をクリックします。
【プログラムのアンインストールまたは変更】画面が表示されます。
※ 【コントロールパネル】画面をアイコン表示にしている場合は、【プログラムと機能】をクリックします。
3. 【消費税の達人(令和05年度以降用)from会計王25シリーズ】をクリックして選択し、
【アンインストールと変更】をクリックします。
【プログラムの保守】画面が表示されます。
4. 【削除】を選択した状態で【次へ】ボタンをクリックします。
確認画面が表示されます。
5. 【OK】ボタンをクリックします。
アンインストールが開始されます。
6. 完了画面が表示されたら、【完了】ボタンをクリックします。

以上で、「消費税の達人（令和05年度以降用）from会計王25シリーズ」のアンインストールは完了です。

8.著作権・免責等に関する注意事項

- ・ 「消費税の達人（令和05年度以降用）from会計王25シリーズ」のソフトウェア製品全体の著作権、工業所有権の一切の知的財産権はソリマチ株式会社に帰属するものとします。
- ・ 「消費税の達人（令和05年度以降用）from会計王25シリーズ」の複製物（バックアップ・コピー）は、不慮の事故に備えて1部のみ作成することができます。
- ・ 「消費税の達人（令和05年度以降用）from会計王25シリーズ」を使用した結果の損害及び影響について、原因のいかんを問わず、弊社及びソリマチ株式会社は一切の賠償の責任を負いません。
- ・ 「消費税の達人（令和05年度以降用）from会計王25シリーズ」のプログラム及びドキュメント等の一部または全部をどのような場合でもその形態を問わず無断で解析・改造・配布等を行うことはできません。
- ・ 「消費税の達人（令和05年度以降用）from会計王25シリーズ」のソフトウェア製品仕様は、事前の通知なしに変更することがあります。

消費税の達人(令和05年度以降用)from会計王25シリーズ
運用ガイド

2025年12月13日初版